

第②

緊急対策本部会議（宮城県沖を震源とする地震）

平成23年3月11日15時37分～

於：官邸4階 大会議室

議 事 次 第

1. 開会 【防災担当大臣】
2. 本部長発言 【内閣総理大臣】
3. 各省庁からの報告
 - 地震情報等について 【国土交通大臣】
 - 対応状況等について 【防災担当大臣】
 - 【国家公安委員会委員長】
 - 【総務大臣】
 - 【防衛大臣】
 - 【国土交通大臣】
 - 【厚生労働大臣】
 - 【経済産業大臣】
 - 【農林水産大臣】
4. 災害応急対策に関する基本方針 【防災担当大臣】
5. 副本部長発言 【官房長官】
6. 本部長発言 【内閣総理大臣】
7. 閉会 【防災担当大臣】

緊急災害対策本部会議配席図

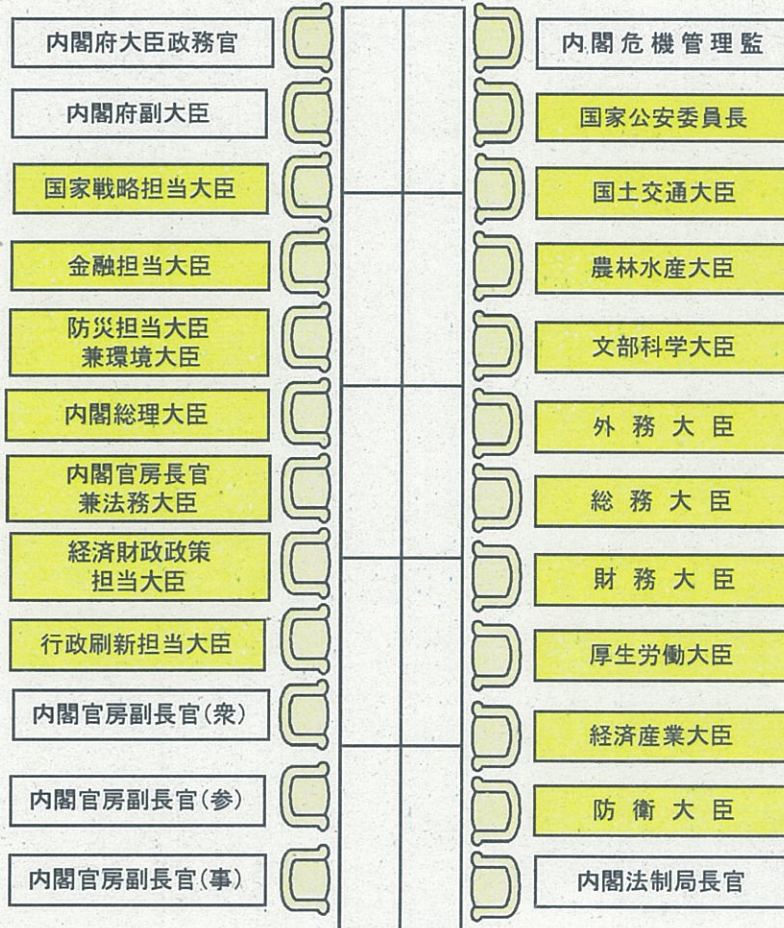
～官邸 危機管理センター幹部会議室～

スクリーン開閉
操作SW

画面・
音声操作卓

入口

スクリーン1 スクリーン2



事務局

大臣秘書官等

入口

大臣秘書官等



内閣審議官・内閣参事官・内閣府参事官・各省庁随行者



災害応急対策に関する基本方針

平成 2 3 年 3 月 1 1 日

平成 2 3 年宮城県沖を震源とする地震

緊急災害対策本部

本日 1 4 時 4 6 分頃に発生した地震は、東北を中心に北海道から関東地方にかけての広い範囲を中心に、地震動、津波等により、激甚な被害が発生している模様である。さらに、今後の余震により、被害が拡大する可能性も考えられる。

このため政府として、以下の基本方針に基づき、地方自治体と緊密に連携し、被災者の救援・救助をはじめとする災害応急活動に総力をあげて取り組むとともに、国民生活及び経済活動が早期に回復するよう全力を尽くす。

1. 災害応急活動が円滑に行えるよう、関係省庁は情報の収集を迅速に行い、被害状況の把握に全力を尽くす。
2. 人命の救助を第一に、以下の措置により被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。
 - (1) 全国から被災地に、自衛隊の災害派遣部隊、警察広域緊急援助隊、緊急消防援助隊、海上保安庁の部隊及び災害派遣医療チーム（DMAT）を最大限派遣する。
 - (2) 応急対応に必要な人員、物資等の緊急輸送路を確保するため、高速道路や幹線道路等の通行路の確保に全力を挙げる。
 - (3) 救援・救助活動等の応急対策を適切に進めるため、必要に応じて航空情報（ノータム）の発出等により、関係機関、関係団体の協力の下、被災地上空及びその周辺空域における航空安全の確保を図る。
3. 被災地住民の生活の復旧等のため、電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の復旧に全力を挙げる。
4. 応急対応に必要な医療物資、食糧、飲料水及び生活必需品、並びに緊急輸送路・ライフライン等の復旧のための人員、物資を確保するため、全国からの官民一体となった広域応援体制を確保する。
5. 被災地の住民をはじめ、国民や地方自治体、関係機関が適切に判断し行動できるよう、的確に情報を提供する。

宮城県沖を震源とする地震について

平成23年3月11日(15:15)現在
官 邸 対 策 室

1. 地震の概要(気象庁)

(1) 発生日時 平成23年3月1日14時46分頃

(2) 震源及び規模(推定)

三陸沖(北緯38.0度、東経142.9度、牡鹿半島の東南東13.0km付近)、
深さ約10km、マグニチュード7.9

(3) 各地の震度(震度5強以上)

震度7 宮城県北部

震度6強 宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、
栃木県北部・南部

震度6弱 岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県南部、
埼玉県南部、千葉県北西部

震度5強 青森県三八上北、岩手県沿岸北部、秋田県沿岸南部・内陸南部、
山形県村山・置賜、群馬県北部、埼玉県北部、千葉県北東部・南部、
東京都23区、新島、神奈川県東部、山梨県中部・西部、
山梨県東部・富士五湖

(4) 津 波

14時49分 津波警報(大津波)を発表

津波警報(大津波) 岩手県、宮城県、福島県

高いところで3m以上の津波が予想される。

津波警報 北海道太平洋沿岸中部、青森県太平洋沿岸、茨城県、千葉県、九十九里・
外房、伊豆諸島

高いところで2m程度の津波が予想される。

津波注意報 北海道太平洋沿岸東部・西部、青森県日本海沿岸、千葉県内房、
小笠原諸島、相模湾・三浦半島、静岡県、愛知県外海、三重県南部、
和歌山県徳島県、高知県、宮崎県、種子島・屋久島地方、
奄美諸島・トカラ列島

高いところで0.5m程度の津波が予想される。

2. 政府の主な対応

- ・14:50 官邸対策室設置、緊急参集チーム招集
- ・14:50 総理指示

- ①被災状況の確認
- ②住民の安全確保、早期の避難対策
- ③ライフラインの確保、交通網の復旧
- ④住民への的確な情報提供 に全力を尽くすこと。

3. 被害状況（未確認情報を含む）

(1) 人的被害

確認中

(2) 建築物被害

- ・秋田県警、見える範囲で建物の倒壊、火災の発生はなし。(警察庁14:50)
- ・宮城県警、有視界の倒壊はない。(警察庁14:54)